

指名停止措置

新明和工業株式会社と住友重機械搬送システム株式会社は、機械式駐車装置について、供給価格の低落防止を図るため、それぞれ共謀のうえ、機械式駐車場設置工事の見積もり依頼に用いられる確認申請図に採用された企業を予め事前に供給予定者とし、それ以外の企業が、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示する手法により、供給予定者が供給できるようにしていた。

このことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとして、令和7年3月24日に公正取引委員会より排除措置命令と課徴金納付命令を受けたため。

については、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱別表第2第6項に該当するため、指名停止を行う。

指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
1	新明和工業 株式会社	代表取締役 五十川 龍之	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年4月14日から令和7年8月7日まで